特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６１号
東京都港区六本木３丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー
清算株式会社　ｂ―ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
代表清算人　塚田　美樹
1　決定年月日　令和７年８月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０２号
高知市南はりまや町１丁目２番20号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
代表清算人　濱口　幸作
1　決定年月日　令和７年８月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０３号
本店所在地　高知市升形１番17号藤林ビル３階東
清算株式会社　株式会社トシオ商店
代表清算人　武内　良平
1　決定年月日　令和７年８月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
静岡市葵区岳美20番36号
清算株式会社　株式会社自然の力農園
1　決定年月日　令和７年８月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２３号
東京都目黒区駒場４丁目６番20号コートハウスＭ―202
清算株式会社　株式会社サイファー・コミュニケーション
代表清算人　井澤　聰朗
1　決定年月日　令和７年８月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者有限会社サイファー・クリエイティブを除く別紙各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和７年４月24日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の4.9263164285366％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　協定債権者有限会社サイファー・クリエイティブは、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
兵庫県宝塚市小林５丁目５―47
清算株式会社　コンフィット株式会社
代表清算人　尾添　純一
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
神戸地方裁判所伊丹支部

再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結